○国土交通省告示第千四百六十三号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十二年十二月十三日

国土交通大臣　馬淵　澄夫

一　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

北原沢

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から八号までを順次結んだ線及び標柱一号と八号を結んだ線に囲まれた土地の区域

福島県河沼郡会津坂下町大字塔寺字中ノ沢

二九四八番一　一号から五号まで

二九四八番一九　六号

二九四八番一五　七号

二九四八番二六　八号

二　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

御伊勢ノ宮沢

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号と二号を平成十二年建設省告示第九十九号で指定した第二号に掲げる土地境界線に沿って結んだ線から滝谷川合流点までの区間の御伊勢ノ宮沢の中心線から左右各岸十五メートルまでの土地の区域

福島県大沼郡昭和村大字小野川字猫沢

一二七五番二五　一号

一八三五番一　二号

三　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

前の沢

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から十三号までを順次結んだ線及び標柱一号と十三号を結んだ線に囲まれた土地の区域

福島県大沼郡三島町大字浅岐

字若林　五六七番　一号及び十三号

五五五番　二号

五五二番　三号

五四八番　四号

五四七番一　五号

五五七番二　六号

五五九番三　十号

五八二番　十一号

五七五番　十二号

字西居平　五三六番二　七号及び八号

五四二番　九号

四　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

沢川沢

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から八号までを順次結んだ線及び標柱一号と八号を結んだ線に囲まれた土地の区域

福島県伊達市霊山町下小国

字沢川　三五番一　一号

字鳥屋　九番二　二号

一六番一　三号及び四号

字水ケ入　一六番二　五号及び六号

一五番二　七号及び八号

五　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

前田沢

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から七号までを順次結んだ線及び標柱一号と七号を結んだ線に囲まれた土地の区域

福島県相馬郡飯舘村飯樋字大橋

一二七番　一号

一二九番　二号

一〇二番　三号から五号まで

一〇四番　六号

一一二番　七号

六　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

ホオノキ沢

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地及びこれらの土地に接する河川及び道路の内その接している区間の河川敷及び道路敷

福島県南会津郡南会津町丹藤

字田ノ沢　一二九七番から一三〇四番まで

一三〇五番一から一三〇五番四まで

一三〇六番から一三一五番まで

一三二六番一及び一三二六番二

一五六四番

字上村　三七二番

三七三番一及び三七三番二

三七四番から三九三番まで

三九四番一及び三九四番二

三九五番

一三三一番及び一三三二番

一四九一番及び一四九二番

○国土交通省告示第千四百六十四号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十二年十二月十三日

国土交通大臣　馬淵　澄夫

一　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

高屋敷沢

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から九号までを順次結んだ線、標柱九号と十号を平成十九年国土交通省告示第六百二十九号で指定した同号三に掲げる土地の境界に沿って結んだ線、標柱十号から十三号までを順次結んだ線及び標柱一号と十三号を結んだ線に囲まれた土地の区域（平成十六年国土交通省告示第二百七十六号で指定した同号一に掲げる土地の区域を除く）

青森県三戸郡南部町大字小向字小田沢

十五番二　一号及び十三号

十六番二　二号及び十二号

四二番八　三号から九号まで及び十一号

二二番一　十号

○海上保安庁告示第二百四十七号

航路標識の性質その他の変更について、航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第六条の規定により、次のように告示する。

平成二十二年十二月十三日

海上保安庁長官　鈴木　久泰

名　称　宍喰港南防波堤灯台

位　置

所在地　徳島県宍喰港（南防波堤外端）

北　緯　三三―三三―四四

東　経　一三四―一八―四五

変更した事項

光　度　閃光実効光度二五カンデラ　不動光二カンデラ

光達距離　閃光三・五海里　不動光一・〇海里

高　さ　地上から構造物の頂部まで八・四メートル　平均水面上から灯火まで一二メートル

変更年月日　平成二十二年十月十二日

○海上保安庁告示第二百四十八号

航路標識の設置について、航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第六条の規定により、次のように告示する。

平成二十二年十二月十三日

海上保安庁長官　鈴木　久泰

名　称　土佐黒潮牧場二十号施設灯

位　置

所在地　高知灯台（高知県高知市）の南方約五三キロメートル

北　緯　三三―〇一―〇〇

東　経　一三三―三五―〇〇

灯　質　モールス符号白光　毎八秒にU（・・―）

光　度　実効光度一五〇カンデラ

光達距離　六・〇海里

点灯年月日　平成二十二年十月十三日

記　事　一　附属施設　レーダー反射器

二　高知県管理

○海上保安庁告示第二百四十九号

航路標識の性質その他の変更について、航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第六条の規定により、次のように告示する。

平成二十二年十二月十三日

海上保安庁長官　鈴木　久泰

名　称　室蘭港南副防波堤灯台

位　置

所在地　北海道室蘭港第三区（南副防波堤外端）

北　緯　四二―二一―〇一

東　経　一四〇―五五―四一

変更した事項

光　度　閃光実効光度七八カンデラ　不動光七カンデラ

光達距離　閃光五・〇海里　不動光二・〇海里

変更年月日　平成二十二年十月十三日

名　称　間人港灯台

位　置

所在地　京都府間人港（弁天岩）

北　緯　三五―四四―二七

東　経　一三五―〇五―三一